

児童手当の現況届はお早めに

児童手当を受けているかたは、6月中旬に「児童手当現況届」を提出することになります。この届けは、受給者に義務付けられたもので、6月1日現在の状況を記載し、児童手当を引き続き受給する要件があるかどうかを確認するためのものです。

提出がない場合、受給資格があっても6月分以降の手当（平成30年10月支給分）が受けられなくなりますので、期日までの提出をお願いします。

○現況届の送付

平成30年6月上旬

○受付期間

6月8日（金）～6月29日（金）

○手続きに必要なもの

- ① 現況届
- ② 児童手当に係る学校給食費などの徴収などに関する申出書
- ③ 印鑑
- ④ 受給者（通知の宛名のかた）の健康保険証または年金加入証明書（国民年金以外のかた）

※必要に応じて提出するもの

□平成30年1月1日時点で町内に住所がなかったかた

平成30年度児童手当用所得証明書（平成30年1月1日時点で住所のあった市区町村で発行されます）

□受給者以外のかたが手続きされる場合
本人確認ができるもの（免許証など）

□児童と別居されているかた（住民票が別住所となっているかた）

別居している児童の住民票謄本、別居監護申立書、別居している児童のマイナンバーが確認できる書類（マイナンバー通知カードなど）

○提出先

役場福祉事務所子育て支援係
または指江庁舎総合管理課

◎問い合わせ先

役場福祉事務所子育て支援係
☎（86） 1146 [直通]

長島町地域包括支援センターだより 認知症を予防しましょう！

認知症予防に関して、「こうすれば認知症にならない」という方法は現在のところありませんが、「どうすれば認知症になりにくいかな」ということが少しずつわかってきました。

認知症を引き起こす主な病気はいくつかあります。脳の細胞がゆっくりと死んで脳が萎縮する変性疾患（アルツハイマー病など）と、脳梗塞や脳出血、脳動脈硬化などが原因となり引き起こす脳血管性のものがあります。この脳血管性認知症には、高血圧症、高脂血症、肥満などの対策が有効であり、アルツハイマー病には、運動・食事をはじめとする生活習慣病対策が発症を遅らせる効果として認められています。

生活習慣病予防が認知症予防にもつながります。バランスのとれた食事・定期的な運動・良質な睡眠を心掛け、また外出の機会を作り他者との交流を持つことが大切です。

◎問い合わせ先

町地域包括支援センター
（介護環境課内）
☎（86） 1153 [直通]

